

①

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・

法人名

()

別表十三(十二)

平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

賦課金の額	1	円	試験研究用資産の帳簿価額を減額した金額	5	円
同上のうち既に試験研究用資産の取得等に充てた金額	2		圧縮限度額 (3)のうち固定資産の取得等に充てた金額	6	
差引賦課金の額 (1) - (2)	3		圧縮限度額の計算 圧縮限度額 (6)又は((6) - 1円)	7	
取得した試験研究用資産の種類	4		圧縮限度超過額 (5) - (7)	8	

別表十三（十二）の記載の仕方

この明細書は、技術研究組合が措置法第66条の10（技術研究組合の所得計算の特例）の規定の適用を受ける場合若しくは鉱工業技術研究組合が平成21年改正前の措置法（以下「平成21年旧措置法」といいます。）第66条の10（鉱工業技術研究組合の所得計算の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結親法人である技術

研究組合が措置法第68条の94（技術研究組合の所得計算の特例）の規定の適用を受ける場合若しくは連結親法人である鉱工業技術組合が平成21年旧措置法第68条の94（鉱工業技術研究組合の所得計算の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。